

議案第40号

守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考審査会設置条例の
一部を改正する条例

守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考審査会設置条例（平成21年守
谷市条例第30号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年6月12日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
40 号	1

守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考審査会設置条例の一部を改正する条例

守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考審査会設置条例（平成21年守谷市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会設置条例

第1条中「（以下「候補者」という。）を厳正かつ公平に選考するため」を「を選考し、並びに養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の申請に係る意見書及び指定居宅サービス事業者の指定又は介護老人保健施設の開設許可に係る意見に関する事項を審議するため」に、「守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考審査会」を「守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会」に改める。

第2条中「市長の諮問に応じ、候補者の公募に応募した者（第7条において「応募者」という。）の審査、候補者の選考に関する事項その他市長が必要と認める」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 守谷市地域密着型サービス事業者及び守谷市地域密着型介護予防サービス事業者の公募に応募した者の選考に関する事項
- (2) 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第3条第2項第3号に規定する意見書に関する事項
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第6項及び第94条第6項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見に関する事項

第7条中「応募者」を「第2条各号に掲げる事項の当事者」に、「議事」を「その議事」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考審査会設置条例第1条の規定により置かれた守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考審査会は、この条例による改正後の守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会設置条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の規定により置かれた守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会となるものとする。
- 3 この条例の施行の際現に守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考審査会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたも

のとみなされる者の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考審査会の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

(守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号）の一部を次のとおり改正する。

別表第3附属機関の部地域密着型サービス事業等候補者選考審査会の款中「地域密着型サービス事業等候補者選考審査会」を「地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会」に改める。

提案理由（議案第40号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考審査会において、新たに養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の申請に係る意見書及び指定居宅サービス事業者の指定又は介護老人保健施設の開設許可に係る意見に関する事項を審議するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考審査会設置条例新旧対照表

改正	現行
<p>守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会設置条例 (設置)</p> <p>第1条 守谷市地域密着型サービス事業者及び守谷市地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る候補者を選考し、並びに<u>養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の申請に係る意見書及び指定居宅サービス事業者の指定又は介護老人保健施設の開設許可に係る意見に関する事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、守谷市地域密着型サービス事業者等候補者選考等審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u> (所掌事項)</p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる事項を審議し、市長に答申する。 (1) 守谷市地域密着型サービス事業者及び守谷市地域密着型介護予防サービス事業者の公募に応募した者の選考に関する事項 (2) 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28</p>	<p>守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考審査会設置条例 (設置)</p> <p>第1条 守谷市地域密着型サービス事業者及び守谷市地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る候補者（以下「候補者」という。）を<u>厳正かつ公平に選考するため</u> <u>、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、守谷市地域密着型サービス事業者等候補者選考審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u> (所掌事項)</p> <p>第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、候補者の公募に応募した者（第7条において「応募者」という。）の審査、候補者の選考に関する事項その他市長が必要と認める事項を審議し、市長に答申する。</p>

号) 第3条第2項第3号に規定する意見書に関する
事項

(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第70条
第6項及び第94条第6項に規定する市町村介護保
険事業計画との調整を図る見地からの意見に関する
事項

第3条から第6条まで (略)

(除斥)

第7条 委員は、自己、父母、祖父母、配偶者、子、孫
又は兄弟姉妹が第2条各号に掲げる事項の当事者(そ
の者が法人である場合にあつては、その役員)である
場合は、その議事に参加することができない。

第8条及び第9条 (略)

第3条から第6条まで (略)

(除斥)

第7条 委員は、自己、父母、祖父母、配偶者、子、孫
又は兄弟姉妹が応募者
の者が法人である場合にあつては、その役員)である
場合は、議事に参加することができない。

第8条及び第9条 (略)

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改 正		現 行			
別表第3 (第9条, 第10条, 第14条関係)		別表第3 (第9条, 第10条, 第14条関係)			
区分	職 名	報 酬 区 分	報 酬	報 酬 区 分	報 酬
附属 機関	地域密着型サ ビス事業等候補 者選考等審査会	会長	7,900	日額	7,900
		委員	7,000	日額	7,000